【規程番号　神女院Ｖ－029】

神戸女子大学大学院看護学研究科論文博士学位論文の審査に関する内規

論文博士の学位論文（以下「博士論文」という。）の審査に関しては、「神戸女子大学学位規程」及び「神戸女子大学大学院看護学研究科規程」によるほかは、この内規による。

１．語学力の確認

１）学位を申請しようとする者は、大学院入学試験と同時に行う語学試験に合格していなければならない。

２）研究科の判断により、TOEFL 等の成績を評価し語学試験の代替とすることも可能とする。

３）語学試験合格と判定されてから３年以内に学位を申請する。但し、大学院博士後期課程に修業年限以上在学し、退学した者が、退学後３年以内に論文提出による学位の審査を申請した時は、語学力の確認を免除できる（学位規程８条２）。

２．学長から博士論文の受理の可否を付託されたときは、研究科委員会の中に予備審査委員会を設置して、予備審査を行う。予備審査委員会の委員は３名とし、専攻主任の推薦により看護学研究科委員会で決定する。

３．予備審査委員会は、申請書類の点検、研究歴の調査、論文内容の審査と指導を行い、学位論文審査の可否を看護学研究科委員会に報告する。

４．研究科委員会は、予備審査委員会の報告に基づいて博士論文の受理の可否を決定し、研究科長が学長に報告する。

５．受理後、学長から博士論文の審査を付託されたときは、学位規程第６条に定める学位論文審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置する。

６．審査委員は３名以上とし、専攻主任の推薦により、看護学研究科委員会で主査１名、副査２名以上（外部審査委員を含むことができる）を決める。主査は論文審査委員の互選で決める。但し、申請論文に関与した教員が審査委員になることは好ましくない。

７．提出された論文は公開博士論文討論発表会前に供覧できる。

８．審査委員会は博士論文の審査及び試問を行うとともに、公開の博士論文討論発表会を行って、これらの審査結果を研究科委員会に報告する。

９．研究科委員会は、学位規程第 10 条に基づき、審査委員会の報告により、学位授与の可否を審議し決定する。

10．この内規の改廃は、部局長等会議の意見を聴き学長が行う。

附　則

この内規は、令和８ 年４ 月１ 日から施行する。